

公費負担経費・保護者負担経費区分基準

(1999年4月9日 教育長決裁)

*1999年4月19日各市立学校あて通知

負担区分	1 公費のみで負担する経費 (住民や保護者に負担を転嫁してはならない経費)	2 公費負担が原則の経費 (学校教育への協力という意味での保護者等による真に自発的・任意的寄付によるものは除かれるが、原則として公費で負担する経費)	3 教職員個人又は教職員互助会等負担が原則の経費 (学校教育への協力という意味での保護者等による真に自発的・任意的寄付によるものは除く。)	4 保護者負担経費 学校運営に必要な経費については、学校教育の充実のため社会的許容範囲内でより多くの公費負担が望まれるが、受益者負担の原則、公費の効率的支出の観点から公費支出の制限も必要である。以下の経費については保護者負担とする。	5 公費負担・保護者負担の例外 次の経費については、保護者負担の範囲であるが、例外的に公費負担を原則とする。																												
経費の内容	(1)職員の給与に要する経費 (2)建物の維持管理に要する経費 (建物の構造・施設・設備等の基本的な機能を維持し、又は回復するために必要な維持修繕費) * 故意・過失等による破損で、原因者が弁償すべきものは含まない。 * 環境美化に類するものは含まない。	施設・設備・備品費・教材費、その他必要な経費で、負担区分1、3、4以外の経費 * 次の経費は、PTAの学校援助費(振興費)を受けることは好ましくないので留意すること。 ・管理事務用の経費(事務用品、図書館管理、整理用品、印刷物、その他) ・教務用の経費(教務用消耗品教育計画、要覧、成績通知表各種調査物、他) ・管理用の備品のうち、教職用が専有して使用するもの	次のようなもの ・教職員のみの参加で行われる反省会・慰労会等の経費 ・給食調理業務の安全祈願経費 ・教科研究会等の教職員が任意に参加する団体の負担金 ・職員室内の鏡餅 ・その他	(1)児童生徒個人の所有物として学校、家庭いずれにおいても使用できるもの及び学級学年等特定集団の全員が個人用の教材、教具として使用するもの。 <table><tr><td>1 各教科共通</td><td>参考書(ワークブック、問題集、各教科参考書) ノート類(学級ノート、練習帳、読書ノート) 文房具類(鉛筆、定規、はさみ、コンパス、小刀、ファイル) 夏休みの友、準教科書 等</td></tr><tr><td>2 国語</td><td>習字用具一式、作文用紙、国語辞典、漢和辞典 等</td></tr><tr><td>3 社会</td><td>社会科ノート、白地図帳 等</td></tr><tr><td>4 算数・数学</td><td>そろばん、三角定規、算数セット、 等</td></tr><tr><td>5 音楽</td><td>音楽ノート、ハーモニカ、カステネット、リコーダー 等</td></tr><tr><td>6 図画工作・美術</td><td>水彩用具一式、彫刻用具一式、画用紙、クレパス、クレヨン、糊、スケッチブック 等</td></tr><tr><td>7 体育・保健体育</td><td>縄跳び用縄、運動用被服、靴、帽子、はちまき、柔道着 等</td></tr><tr><td>8 家庭・技術家庭</td><td>裁縫用具一式、製図用具一式 等</td></tr><tr><td>9 英語</td><td>英和辞典、和英辞典 等</td></tr><tr><td>その他</td><td>通学用品(カバン、靴、雨具)、給食用マスク、部・クラブ活動用品、生徒手帳 等</td></tr></table> (2)教育活動の結果として、その教材、教具そのもの又はそれから受ける利益が児童生徒個人に還元されるもの。 ア 実習を行う教育活動において、その製作物が児童生徒に還元される実習材料 <table><tr><td>1家庭科・技術科 実習材料</td><td>・調理実習の材料(野菜、果物、米、ハム、ゴマ、卵、いも 等) ・被服実習材料(ボタン、布、アップルケ、ししゅう糸、針 等) ・ラジオ製作材料、イス製作材料</td></tr><tr><td>2 図工・美術科用 実習教材</td><td>・図工、美術等の製作材料、版画材料 等</td></tr><tr><td>3 その他の教科の 実習材料(理科等)</td><td>・影絵セット、電磁石、電池、まめ電球、日光写真セット、 模型セット 等</td></tr><tr><td>4 その他</td><td>・部・クラブ活動の実習材料 等</td></tr></table> イ 郊外において行われる教育活動に要する経費のうち、児童生徒個人に係る経費 交通費、食費、宿泊費、入場料、写真代 等 (遠足、修学旅行、移動教室、音楽鑑賞等) ウ 学校給食に要する経費のうち、児童生徒個人に係る経費 給食用食材料費 エ その他児童生徒に還元される実費としての性格を持つ経費 日本体育・学校健康センター共済掛金、卒業記念アルバム、文集印刷 等 (3)児童生徒の身の回り品、生活用品で、個人使用又は学級内の児童生徒で共用するものはぶらし、はみがき、学級用石鹸、ティッシュペーパー、ハンカチ 等 (4)児童生徒が主体的に行う、学級会活動、生徒会活動に要する経費 誕生会、お別れ会、生徒会誌発行、生徒会行事費	1 各教科共通	参考書(ワークブック、問題集、各教科参考書) ノート類(学級ノート、練習帳、読書ノート) 文房具類(鉛筆、定規、はさみ、コンパス、小刀、ファイル) 夏休みの友、準教科書 等	2 国語	習字用具一式、作文用紙、国語辞典、漢和辞典 等	3 社会	社会科ノート、白地図帳 等	4 算数・数学	そろばん、三角定規、算数セット、 等	5 音楽	音楽ノート、ハーモニカ、カステネット、リコーダー 等	6 図画工作・美術	水彩用具一式、彫刻用具一式、画用紙、クレパス、クレヨン、糊、スケッチブック 等	7 体育・保健体育	縄跳び用縄、運動用被服、靴、帽子、はちまき、柔道着 等	8 家庭・技術家庭	裁縫用具一式、製図用具一式 等	9 英語	英和辞典、和英辞典 等	その他	通学用品(カバン、靴、雨具)、給食用マスク、部・クラブ活動用品、生徒手帳 等	1家庭科・技術科 実習材料	・調理実習の材料(野菜、果物、米、ハム、ゴマ、卵、いも 等) ・被服実習材料(ボタン、布、アップルケ、ししゅう糸、針 等) ・ラジオ製作材料、イス製作材料	2 図工・美術科用 実習教材	・図工、美術等の製作材料、版画材料 等	3 その他の教科の 実習材料(理科等)	・影絵セット、電磁石、電池、まめ電球、日光写真セット、 模型セット 等	4 その他	・部・クラブ活動の実習材料 等	次のもの (1) 那覇市で発行する社会科副読本 (2)給食に伴う光熱水費、燃料費、 献立表等作成費、調理・衛生用消耗品類 (3)各教科の実習、共同制作において、児童生徒集団間(グループ間、学級間等)で共用(使いまわし)して消費する物品 (家庭科実習用調味料、版画インク、マジック等) ・管理用の備品のうち、教職用が専有して使用するもの
1 各教科共通	参考書(ワークブック、問題集、各教科参考書) ノート類(学級ノート、練習帳、読書ノート) 文房具類(鉛筆、定規、はさみ、コンパス、小刀、ファイル) 夏休みの友、準教科書 等																																
2 国語	習字用具一式、作文用紙、国語辞典、漢和辞典 等																																
3 社会	社会科ノート、白地図帳 等																																
4 算数・数学	そろばん、三角定規、算数セット、 等																																
5 音楽	音楽ノート、ハーモニカ、カステネット、リコーダー 等																																
6 図画工作・美術	水彩用具一式、彫刻用具一式、画用紙、クレパス、クレヨン、糊、スケッチブック 等																																
7 体育・保健体育	縄跳び用縄、運動用被服、靴、帽子、はちまき、柔道着 等																																
8 家庭・技術家庭	裁縫用具一式、製図用具一式 等																																
9 英語	英和辞典、和英辞典 等																																
その他	通学用品(カバン、靴、雨具)、給食用マスク、部・クラブ活動用品、生徒手帳 等																																
1家庭科・技術科 実習材料	・調理実習の材料(野菜、果物、米、ハム、ゴマ、卵、いも 等) ・被服実習材料(ボタン、布、アップルケ、ししゅう糸、針 等) ・ラジオ製作材料、イス製作材料																																
2 図工・美術科用 実習教材	・図工、美術等の製作材料、版画材料 等																																
3 その他の教科の 実習材料(理科等)	・影絵セット、電磁石、電池、まめ電球、日光写真セット、 模型セット 等																																
4 その他	・部・クラブ活動の実習材料 等																																